

藤枝市小規模事業者経営力向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者（以下、「小規模事業者」という。）の持続的な成長を促進するため、経営計画に基づいて取り組む、新たな需要の開拓や労働生産性の向上に向けた事業を行う小規模事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（日本商工会議所及び全国商工会連合会）が定める小規模事業者持続化補助金交付要綱に基づく小規模事業者持続化補助金又は静岡県（静岡県商工会議所連合会及び静岡県商工会連合会）が定める小規模企業経営力向上事業費補助金交付要綱に基づく小規模企業経営力向上事業費補助金の交付決定を受けた事業（以下「認定補助事業」という。）を行う藤枝市内に本社又は主たる事業所を有する小規模事業者（以下「認定事業者」という。）に対し認定補助事業の対象経費から認定補助事業の補助金額を差し引いた自己負担分について補助を行う。

2 補助対象経費、補助率・額、補助限度額は別表に定めるものとする。

(交付の申請)

第3条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に事業所があることを証明する書類
- (2) 認定補助事業の交付決定通知書類の写し
- (3) 認定補助事業の実績報告に係る書類一式の写し
- (4) 認定補助事業の額の確定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により、認定事業者へ通知する。

(実績報告)

第5条 補助金の交付に係る実績報告は、第3条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

(請求)

第6条 認定事業者は、第4条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(第3号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

項目	内容
補助対象経費	認定補助事業に要する経費から認定補助事業に係る補助金額を差し引いた額とする。 ただし、消費税等及び地方消費税を除く。
補助率・額	補助対象経費(自己負担額)の2分の1以内の額 (千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
補助限度額	200千円

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

名 称

役 職

代表者名

⑩

藤枝市小規模事業者経営力向上支援事業費補助金交付申請書

年度において、藤枝市小規模事業者経営力向上事業費補助金の交付を受けたいので、藤枝市小規模事業者経営力向上支援事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 市内に事業所があることを証明する書類
- (2) 認定補助事業の交付決定通知書類の写し
- (3) 認定補助事業の実績報告に係る書類一式の写し
- (4) 認定補助事業の額の確定通知書の写し

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

㊟

藤枝市小規模事業者経営力向上支援事業費補助金交付決定通知兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度藤枝市小規模事業者
経営力向上支援事業費補助金について、藤枝市小規模事業者経営力向上支援事業費
補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり交付を決定及び確定しましたの
で通知します。

1 交付決定額兼確定額 金 円

2 条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市小規模事業者経営力向上支援事業費補助
金交付要綱を遵守すること。

第3号様式（第6条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定
及び確定を受けた藤枝市小規模事業者経営力向上支援事業費補助金として上記のと
おり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

名 称

役 職

代表者名

㊞

振込先

金融機関名（ ）支店名（ ）

口座種別

口座番号

フリガナ
口座名義